

『古文書紹介』

覧(無)垢島領有始末

紹介者 橋 迫

照

『解説』

この古文書は、津久見市の沖合、豊後水道に浮かぶ無垢島の所属を巡り、十八世紀の始めごろ、佐伯藩・白杵藩・熊本藩が幕府の巡見使に対し、自藩の領地であると認めてもうため、様々な方法で申し入れをしていた様子が書いてある。

まず本文の中冒頭の、申年というのは、宝永元(一七〇四)年のことで、その五月十九日に今津久見市四浦字鳩浦に幕府の巡見使が二人舟で到着し、鳩浦村・落野村・保戸島村の村役人がそれぞれ説明をした。鳩浦村からは「はいろ」までを喜左衛門が説明し、落野浦村からは「めろうが島」までを佐左衛門が申し上げ、保戸島村からは「めろうが島」境の島の間「たかごう」「向島」までを彦左衛門が申し上げた。

このことは上使の帳面にも記録されていた。

それを保戸島村の肝煎清左衛門が言うのには、先代の肝煎で父親の彦左衛門からの聞き伝えとして、上使の人又兵衛が鳩浦村の肝煎宅で彦左衛門に話したという。

一方、白杵の稻葉図書が言うには、「こきやう之洲」という所にお出下さいと言つたが、又兵衛は物見遊山には行かないと答えた。だが図書は、藩主が客人に御馳走する為に茶屋を建ててあるので、是非にとのことで、出掛けたら様々な接待攻めにあつた。でもこれを受けなかつた。暫くして図書はあれに見えるのは向島で、当藩の白杵城はにう(丹生)の島と言い、これに付いた向島なので、この度の調査の帳簿に是非記入して頂きたいと

言つた。

これに対し、又兵衛は先年までの古い帳面を公儀より預かって宿舎に持参しているので、帳面を調べてみてそう書いてあるなら、新しい帳面にもそう書き付けると答えた。

そのあと宿舎に帰つて調べたが、佐伯の内保戸島の所属となつていたので、これは白杵の所属と書かないと、図書に申し渡した。と彦左衛門に話したという。

ではこの「こきやう之洲」とはどこだろうか。白杵藩

のお茶屋は津久見の長目浦釜戸と、佐志生と諏訪の平岡の三か所にあつたと記録されているが、長目浦釜戸のお茶屋は津久見湾の見張り所の気配が濃厚であり、佐志生のお茶屋は藩主の参勤交代時の風待ち、潮待ち港の休憩所としての性格を持つていた。残る諏訪の平岡茶屋は藩の来客接待の為に建てられたとのことで、ここを言うのかもしだれない。

臼杵には祇園の洲という所もあると人はいうが、当時、祇園の洲にお茶屋は無く、また、お茶屋を建てられるような場所でもなかつたらしい。この諏訪の平岡茶屋跡を歩いてみると、眼前に海が開け臼杵城や津久見島・無垢島も見え、ここだつたかという感じがする。ただ無垢島は四浦側から見ると違い、二つの島が重なつて地の島だけが見える。

本文63Pの一行目から二行目にかけて「こきやう之列」という字は洲だろうか、洲という字をこのように書くことがあるというが、字としては「くずし字辞典」の「列」の字によく似ている。

また、66P五行目の中程、佐賀関に非を立て候とするところを「火」を立て…と間違つて書いてあつたりする

文久三(一八六三)年の『海部郡落野浦村明細帳』によれば、村境は現在の刀自ヶ浦の赤崎から北側の清水(そ uzu)〔筆者推定〕に境を申付候とあるが、それより北西侧葉色まで(鶴の首から切り落としまで)耕作地や網代などもないでの、そこまでを具申したのかもしだれない。

昭和十年代の終わりごろ、村有地を刀自ヶ浦近隣の人達が払い下げて開墾し、立派な石垣を築いて芋や麦を耕



作していたが、今では跡形もなく、原野となつてゐる。

落野浦と保戸島との間にあつたとされる「めろうが島」とは、四浦半島の先端間元集落の前、大間の北側に

「梶取りばえ」という岩礁(小島)があるが、これを昔は「めろうが島」と呼んでいたそうである。その語源は不明だが、間の下(佐伯湾)から大間(保戸島と四浦半島の間の海峡)を越えて四浦湾に入るとき、目の前に居座る岩ばえがこれである。

現在では船の動力は強力で操作も巧くできるが、昔は潮流に乗つていつきに越えていたのでこの思いはよく理解できるが、急に梶を切らねば舟がこの岩礁に突き当たることから「梶取りばえ」の名が生まれたのかもしだい。

現在は間元側もかなりの広さで埋め立てが進んでおり、岩礁は間元寄りとなつてゐるように見えるが、昔はほぼ大間を出た所の真正面に位置していたと記憶している。

保戸島の彦左衛門が申し上げたという「たかごう」とは、保戸島の東端の高甲岩のことであり、「ふため之小島」とは、保戸島の北側瀬の浜にある小島である。「中

の瀬」や「のう瀬」は保戸島と無垢島の間にある海中の沈み瀬である。

次に保戸島から高甲へ拾五丁瀬続きとあるから(一丁は六十間・一間は一・八二メートル)、千六百三十メートル余となり、概ね正確な距離である。高甲から中の瀬まで一里(約四キロメートル)、中の瀬からのう瀬まで拾五丁、のう瀬から無垢島まで五丁とあるので合計すると一里と三十五丁になり、約七・八キロメートルになる。ちなみに最短距離であるふための小島からは一里半ほどと書かれている。現在の里程では約六キロメートルなのでほぼ正確である。昔、海上の距離測定はどのようない法で測つたのか知る由もないが、かなり精密に距離を出しているのには感心する。

この時より五、六年前、無垢島に佐賀関より人が大挙して乗り込み、小屋掛けして泊まり込みで、ふのり(海草)を採つていたのを見つけられて小屋を引き崩された。これを佐賀関の庄屋三郎兵衛が鶴崎郡代役所へ注進。郡代では解決が難しいので熊本藩庁へ報告。藩庁では領内総絵図を調べてみたが肥後領内に向島と名の付く所はなく、他領でいさかいを起こしては宜しくないとのこと

で、早速呼び寄せよとの命令であった。

この一件は以前中津の六兵衛という商人が、佐賀閥から保戸島に商用で来たとき、肝煎清右衛門に話したといふ。このような小屋を建てたり、海草採りなどの閑着は度々あつたという。

正保年中（一六四四～四七）にこの島を三藩がその領有について論じ合つたとき、白杵藩は丹生の島（白杵城）に付いた島で白杵領であるとした。佐賀閥からは先年薬師寺という人が閥權現（速吸日女神社）の境内において的射（奉納神事）やぶさめの一種か）をし、的に矢が当たればこの島を寄進すると言つたので佐賀閥の内であるとした（矢が的中したのである）。佐伯よりは保戸島沖のたかごうから瀬続きであるからこれは陸続きと同じで、佐伯領であると主張したという。

公儀よりこの島までの距離を尋ねたところ、白杵よりは三六寸と答え、佐賀閥よりは一尺一寸と言う、佐伯よりは八寸と言つたという。これは絵図面上で自領の先端から無垢島までの距離を指したものか。それにしても、同じ縮尺の絵図がそれぞれの藩にあつたのだろうか。

また、方角についても尋ねられたので、白杵よりは右

手に当たると答え、佐賀閥からも右手に当たると言い、佐伯からも右手に当たると言つた。そうなると佐伯領に間違いないと決まつたのことであるが、その意味がはつきりしない。この正保年中の論争時に立ち会つたのは、白杵藩からは稻葉団書、肥後からは梅原九兵衛、佐伯藩からは佐久間九郎兵衛・福澄与右衛門、と保戸島肝煎清右衛門が聞き伝えていたという。

白杵藩の稻葉団書という人は藩主の縁続きかもしれない。佐伯藩では藩主の親類でもない家来に毛利姓を与えているが、白杵ではあまり無いようにある。肥後からの人は鶴崎郡代の役人か。佐伯藩の二人は、天和二（一六八二）年、五代藩主高久公就任時の家臣名簿にはとともに二百石取りの中堅武士として名前が出ている。宝永元年まで二十二年が経過しているので本人か子孫かは判然としないが、相應な役職の人が出向いたことになる。各藩共にそれだけ無垢島の漁業権には魅力があつたのかも知れない。

覺

中年五月十九日

上使様鳩浦江

御着船被成候 壱人高木又兵衛様
壹人者向井八郎兵衛様 二頭浦々

徒は、きし御尋有之候 鳩浦者い

る迄喜左衛門申上候落野浦めろう

が鳴遠佐左衛門觸内申上候 保戸鳴
めろうが可鳴さかい之鳴之間かた可こう

向嶋觸内彦左衛門申上候 但

上使様御帳二道之間付申候

右之趣 保戸鳴前肝煎彦左衛門

日帳二印御座候

一、保戸鳴肝煎清右衛門申候者 親彦左衛門

申傳候 右又兵衛様 鳩浦肝煎喜左衛門

宅二而 彦左衛門二御物語被遊候者は於白杵

中年五月十九日 上使様鳩浦江
御着船被成候 壱人高木又兵衛様
壹人者向井八郎兵衛様 二頭浦々
徒は、きし御尋有之候 鳩浦者い
りと喜左衛門申上候落野浦めろう
が鳴遠佐左衛門觸内申上候 保戸鳴
めろうが可鳴さかい之鳴之間かた可こう
向嶋觸内彦左衛門申上候 但
上使様御帳二道之間付申候

右之趣 保戸鳴前肝煎彦左衛門

日帳二印御座候

一、保戸鳴肝煎清右衛門申候者 親彦左衛門
申傳候 右又兵衛様 鳩浦肝煎喜左衛門
宅二而 彦左衛門二御物語被遊候者は於白杵

稻葉図書又兵衛様江申上候者
やうの洲と申所御座候此所ニ御出
被成候様ニ申候又兵衛様被仰候者遊
山二者參不申候由被仰候重而図書
申上候は為御馳走能登守茶屋を
立置候間達而御出被遊被下候様ニと
申候付御出被成候処様々御馳走
有之候得共御受納無之由被仰候然処ニ
暫有て図書申上候者向ニ相見へ候嶋ハ
向嶋と申嶋ニ而御座候當城ハにうの
嶋と申しにうの嶋食は向嶋と申
嶋名は向嶋也様也有ケト右ゆゆと申
すら又兵衛御名取れひた年古帳
と公儀を結び御持奉宿(ゆ)り
古帳を致吟味先年茂にうの嶋ニ

稻葉図書又兵衛様江申上候者^えはこき
やうの洲と申所御座候此所ニ御出
被成候様ニ申候又兵衛様被仰候者遊
山二者參不申候由被仰候重而図書
申上候は為御馳走能登守茶屋を
立置候間達而御出被遊被下候様ニと
申候付御出被成候処様々御馳走
有之候得共御受納無之由被仰候然処ニ
暫有て図書申上候者向ニ相見へ候嶋ハ
向嶋と申嶋ニ而御座候當城ハにうの
嶋と申しにうの嶋食は向嶋と申
嶋名は向嶋也様也有ケト右ゆゆと申
すら又兵衛御名取れひた年古帳
と公儀を結び御持奉宿(ゆ)り
古帳を致吟味先年茂にうの嶋ニ

付候ハバ此節之新帳ニも相印可

申由御答被成御帰古帳御吟味
レレレレレレレレ

被成候処佐伯之内保戸嶋之支配

所向嶋と有之候ニ付此節にうの嶋ニ

付候儀不罷成候由図書ニ被仰聞候由

右彦左衛門ニ御嘶被成候

一、保戸嶋ヨリた可ごうへ拾五丁瀬徒、さ

夫ヨリ中ノ瀬迄壹里程瀬統 中瀬ヨリ

能ふせ迄拾五丁程瀬統夫ヨリ向嶋へ

五丁程瀬統申候 婦多め之ふた小嶋ヨリハ

壹里半程瀬統申候

一、五六年前ニ向嶋江佐賀閔え之者小

屋八軒建 人數男女共百式参拾人

罷越ふのり取居申候ニ付保戸嶋ヨリ茂

参申候而 佐伯領へ断無之小屋建候付

一、保戸嶋ヨリた可ごうへ拾五丁瀬徒、さ
夫ヨリ中ノ瀬迄壹里程瀬統夫ヨリ向嶋へ
能ふせ迄拾五丁程瀬統夫ヨリ向嶋へ
五丁程瀬統申候 婦多め之ふた小嶋ヨリハ
壹里半程瀬統申候

一、五六年前ニ向嶋江佐賀閔え之者小
屋八軒建 人數男女共百式参拾人
罷越ふのり取居申候ニ付保戸嶋ヨリ茂
参申候而 佐伯領へ断無之小屋建候付

之趣申聞候処二
致置 保戸嶋へ罷戻り 清右衛門二右
之趣申聞候処二 清右衛門申候ハ 其分二
致置候筈ニ無之候 相残壹軒も崩
候様ニ申付 船遣候処 彼方ヨリ引崩
罷帰 壱人も居不申候

其後人數三百人程 向嶋へ参 小屋
引崩候 返答可致由申向嶋へ 致
逗留 保戸嶋之百姓 □□を相

待居申候 此趣 佐賀関庄屋三郎兵衛方
よ里鶴崎御郡代へ申達候処 御郡代

難及了簡候間 熊本へ早飛脚を以
可申遣由被申 飛脚差遣被申候

熊本ニ而御僉議被成候ハ 総絵図御吟味

肥後領内二向嶋と申所
被成候得共 肥後領内二向嶋と申所
無之候 然者他領江参喧睡口論致候ては
不宜候間 早々罷帰候様ニと三郎兵衛ニ
被仰付候ニ付 向嶋ニ居申候者共 早船
を以呼ニ遣 其上佐賀関に火(非)を立候付
早速罷帰候 右鶴崎郡代方ヨリ熊本え
申遣候趣 三郎兵衛方ヨリ呼返候 一件豊
前中津六兵衛と申商人 佐賀関ヨリ
保戸嶋へ参 清左衛門ニ咄候由申候
其外 向嶋ニ而小屋引崩候義ハ 先
年ヨリ度々之義ニ御座候

一、正保年中 向嶋を三ヶ所ヨリ論候節
白杵ヨリ申候ハ にうの嶋之城ニ付候
向嶋ニ而御座候由申上候

一、佐賀關ヨリ申候者 先年薬師寺と
佐賀關中ノ事年革拂等と
向嶋ニ而御座候由申上候

申人 関権現の前ニ而的射被申候
當リ候ハバ 向嶋を寄進可致由被申候而
被差上候故 佐賀閨之内ニ而御座候と
申候

一、佐伯ヨリ申候ハ 保戸嶋沖ノた可こうヨリ
瀬続申候故 佐伯領ニ紛無御座由
申候

一、公儀ヨリ向嶋江之道法御尋被成候
白杵ヨリ申候ハ 三六寸と申候

一、佐賀閨ヨリ申候ハ 壱尺弐寸と申候

一、佐伯ヨリ申候者八寸と申候

一、公儀ヨリ御尋被成候ハ 向嶋ハ弓手ニ辺り
候哉 妻手ニ当候哉と御尋被成候

白杵ヨリ申候ハ 妻手ニ当り候由申候

一、佐賀閨ヨリ茂妻手ニ当り候由申候

一、佐伯ヨリも妻手ニ当り候由申候 然者
佐伯領ニ紛無之由被仰佐伯領ニ相
極り申候

梅ノ下

一、舞合多喜久松葉圖書

一、犯候ミサカハ梅原九兵衛

一、佐伯ヨリ佐倉新吉福澄虎右衛門
右之趣 承傳候由 保戸嶋肝煎清右衛門

寶永三丙戌年

四月十九日

寶永三丙戌年

四月十九日

次号の原稿メ切りは
八月末日です。

原稿をお寄せ下さい。

送り先

〒八七六一〇八四三一

佐伯市中の島二丁目一二一一九

林

寅 喜宛

『ふるさとを語る』第一集『杖』

まだ残冊があります。

価格 八百円

申し込み TEL二二一六三五八

林

または 四六一〇三六四 五十川